

「志木市」と「一般社団法人日本空家対策協議会」の連携について

1 志木市の現状

- (1) 人口 76・462人 (R2.2.1現在)
- (2) 世帯数 35・064世帯 (R2.2.1現在)
- (3) 空家数 269戸 (R1.10.30 現在)
- (4) 苦情件数 41件 (平成30年度) ※市に住民から相談があった件数

【内訳】依頼件数	41件
処理件数 (適切管理)	23件
未処理件数	18件

2 (一社)日本空家対策協議会について

(1) 組織概要

(一社)日本空家対策協議会(平成27年9月11日設立)は、空家に関する様々な問題について、各種専門家が集まり、当該問題の研究、調査、個々の空家の診断等を行い、抜本的な問題解決に貢献すること、さらには個人、一地域の問題解決のみならず、地域の活性化を図り、良好な環境づくりに寄与することを目的としている。

具体的な事業は次のとおり、

- ① 空家の診断、調査、問題解決への提案事業
- ② 空家問題の研究・調査及び空家に関する情報の収集、情報提供事業
- ③ 空家診断に関する教育・訓練・資格付与事業
- ④ 空家活用に関するコンサルティング事業
- ⑤ 空家予防対策事業(別の場所で生活することになる相談等)
- ⑥ その他当法人の目的を達成するために必要な事業及び前各号に附帯・関連する事業

(2) メリット

不動産鑑定士、土地家屋調査士、宅地建物取引士、建築士、弁護士、司法書士、行政書士など各種専門家が集結しており、売却、解体、相続、維持管理などの空家に関する相談をワンストップで受けることができる。

3 志木市と（一社）日本空家対策協議会の連携

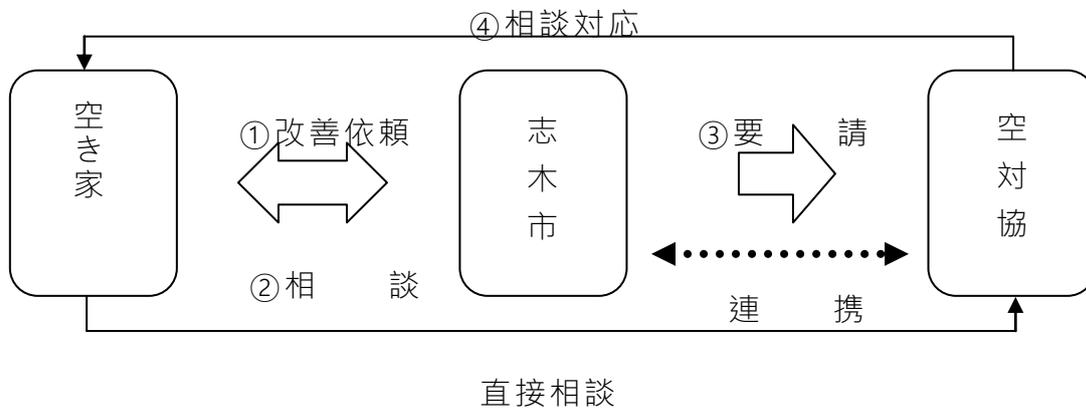
(1) 覚書締結

平成30年11月14日に「空き家等の利用等の相談に関する覚書」を締結

(2) 連携内容

- ① 空き家に特化した相談対応
- ② 空き家対策と土地活用相談会の開催（年1回から2回程度）
- ③ 空き家に関する合同会議（勉強会）（年2回程度）

(3) 空き家に関する相談の流れ



想定される事例

① 諸費用を払えないケース

- ・解体したいが費用がかかる。
- ・敷地内の草木繁茂を処理したいが費用がかかる。

② 所有者が施設入所、相続人なしのケース

- ・所有者の意思が確認できない。
- ・物件が活用できず相続したくない。
- ・相続者が決定できていない。

③ 建築基準法上の接道なし、狭小な土地のケース

- ・建て替えたいが建築法上できない。
- ・作業用重機が入れない。